

# 暴力団対策法で 禁止されている 27の行為

暴力的要求行為  
準暴力的要求行為

**1** 口止め料を要求する行為 (前同)

**2** 寄附金や賛助金等を要求する行為 (前同)

**3** 下請参入等を要求する行為 (前同)

**4** みかじめ料を要求する行為 (前同)

**5** 用心棒料等を要求する行為 (前同)

**6** 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為 (前同)

**7** 不当な方法で債権を取り立てる行為 (前6号の2)

**8** 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為 (前7号)

**9** 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為 (前8号)

**10** 不当な金融商品取引を要求する行為 (前9号、信用取引行為から金融商品取引行為に拡大)

**11** 不当な株式の買取り等を要求する行為 (前10号)

**12** 不当に預金・貯金の受入を要求する行為 (前同)

**13** 不当な地上げをする行為 (前11号)

**14** 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為 (前12号)

**15** 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為 (前同)

**16** 宅建業者以外に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為 (前同)

**17** 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為 (前同)

**18** 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為 (前同)

**19** 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為 (前13号)

**20** 因縁を付けての金品等を要求する行為 (前14号)

**21** 許認可等をすることを要求する行為 (前15号)

**22** 許認可等をしないことを要求する行為 (前16号)

**23** 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為 (前17号、公共工事から公共事業等に拡大)

**24** 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為 (前18号、公共工事から公共事業等に拡大)

**25** 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為 (前同)

**26** 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為 (前19号、公共工事から公共事業等に拡大し、契約相手にするこの要求を追加)

**27** 売買等の契約の相手方に対する招標等を要求する行為 (前20号、公共工事から公共事業等に拡大)

〔注釈〕 同一頁表内の赤丸番号は新たに追加されたもの、赤下線部は内容が変更されたものを表わします。